

議案第 4 1 号

大野市スポーツ推進計画策定委員会設置要綱案

令和 2 年 5 月 2 6 日 提出

大野市教育委員会

教育長 久保俊岳

提案理由

大野市スポーツ推進計画を策定するに当たって策定委員会を設置する必要があるため

大野市スポーツ推進計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

令和2年 月 日

大野市教育委員会

大野市スポーツ推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 スポーツを通じた市民の健康増進や青少年の心身の健全な発達、共生社会の実現など、SDGsの理念に沿って地域の持続性を高め、活力ある健全な社会の形成を目指した取組を総合的かつ計画的に推進するため、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第10条第1項の規定に基づく大野市スポーツ推進計画（以下「計画」という。）を策定するため、大野市スポーツ推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 大野市スポーツ推進審議会委員
- (3) 公募による者
- (4) 市職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から所掌事務終了の日までとする。

4 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会生涯学習課スポーツ振興室において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、その都度協議して定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。